

平成29年度



0000000000

表

試験科目	試験地	受験番号	フリガナ
民法			氏名 鷹合 宣宗

第1 設問1

1 CのAに対する請求は、所有権に基づく妨害排除請求権としての本件登記抹消登記係を請求する。これが認められるためには、Cが甲建物の所有権を有し、かつAが甲建物の登記名義を有しないことが必要である。

↑ 本件請求原因でOKならば ↓ 2011年の議論は
されていなくて

2 Cは、平成23年12月13日、Bとの間の売買(民法(以下法令を省略)555条)により、甲建物の所有権を取得し、主として主張される。これに対しAは、同年7月14日、Bとの間の売買により、甲建物の所有権を取得し、本件登記も備えられていることから、甲建物につき無権占有であるとBが、甲建物の買い受けたCも無権占有であると反論すると思われる。

所有権取得を否認?

所有権喪失の抗弁?

Aの反論を受けたCは、①本件登記が譲渡担保の登記原因によるものであるから、真実に反し無効であること、および②本件登記が有効であるとしても、自身は譲渡担保の登記原因による本件登記の信頼の取引を行ったものであるから保護されるべきであること、を主張するとしている。

3(1) ①の主張により、登記は真実の権利状態を反映してはいないから、当該登記は無効であると主張することも考えられる。

(2) しかし、登記抹消に再度真実の登記原因を記載し登記を行うのは、一定の時間と費用がかかることから、登記が現在の権利状態に合致する限り有効であると主張できると考える。

↑ 手あたりかたじけなく、理由としては弱いけれど、時間と費用を考えると

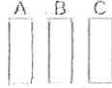
(3) 本問にかかると、AB間の売買により、甲建物の所有権が移転しているにもかかわらず、譲渡担保の登記原因により本件登記が具備されている。しかし、甲建物の所有権が現在Aに帰属していることは、同条164条により、明らかである。

(4) したがって、甲建物の所有権にかかると、本件登記は有効というべきである。

以上より、①の主張は認められない。



※



(上記枠内に、受験番号シールを貼り付けること。)

4(1) ③の主張から、Cは94条2項の類推適用により、AB間の譲渡担保契約の無効は、Cに効力を生じ、と主張すると考えられる。

(2) 33年間にわたり、ABは通謀により本件登記譲渡担保契約を締結していることは、ないため、94条2項を直接適用することはできない。

これ94条2項は、虚偽の外観と信頼に新に取引関係に入り、これを保護する規定である。したがって、虚偽の外観が存在し、真の権利者ル帰属性があり、かつ第三者の外観への信頼があるため、94条2項を類推適用し、第三者を保護する必要がある。

本問にわたり、真の権利者であるAは、法律知識に加え、登記申請書の意味を理解している。そのため、事情があるため、Aル帰属性があるといえる。問題である。

(3) したがって、Aが甲建物の使用を開始するまで、甲建物の登記名義として系統Bが所有していると承諾し、譲渡担保の原因による登記申請書について意味が理解できるともわかる。書面では、検討することなく、その場で署名・押印しているという行為は、不同意であるといえる。

これAは、平成23年9月に入り、Bに対し、甲建物の登記を求めたところ、真実の登記原因による登記を求めた。しかしBは、Aに甲建物を売却した時、甲建物を二重に売却し金銭を得ようとしたため、Aの求めがある後、法律に疎いAが自分信じに、これを2回利用してAを欺こうとしている。④書面が譲渡担保の原因として、ここを

(4) 以上より、虚偽の外観を作出した原因は専らBにあり、Aル帰属性は認められない。

よって③の主張も認められない。

5 結論より、Cの請求は認められない。

第2 設問2

1 Cと間の法律関係について



裏

(注意事項)
1 答案用紙の種類
本答案用紙は、民法の答案用紙です。
商法、民事訴訟法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。
なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません。)
2 答案用紙の取扱い
答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意
(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って
(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし読み取れないおそれがあり、零点となる場合があります)
(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が横行にわたる
(4) 答案用紙の表裏を裏書きして答案を作成した場合、訂正した後に記載することは認めません。
(5) 答案用紙の裏面に何も記載しないでください
4 その他
解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると

民法
3
頁

45 まづ、平成25年4月1日、CD間で貸付借契約(601条)が締結される。その後、平成26年
46 8月1日、DE間で転貸借契約が締結される。これはCの承諾を得たものであり、適法な
47 転貸に当たる(612条1項)。

48 したが、原貸借人が適法に貸借物を転貸した場合、原貸借人は原貸付借契約の合意解
49 済、転借人に対抗し得ない(613条3項)。

50 本問においては、DE間の転貸借が適法であるため、CはCD間の貸付借契約の合意解
51 済を主張して対抗することはできない。 CE間にこれらで法律関係はあり得るか?

52 したが、CE間の法律関係は、これを通行存続として考える。

53 また、Dは契約関係からの離脱を望んでいると考える。これらとの関係により、CD間の
54 貸付借契約を存続として考え、法律関係が複雑化している。したがって、CE間の法律関
55 係は、CE間に直接貸付借契約が締結されたと同様であると考えるべきである。

56 2 CE間に対する請求について

57 (1) まづ、CのEに対する甲建物の明渡請求は、所有権に基づき返還請求権行使に該当する
58 ため、
59 したが、本問においてはEは、前述の通り、適法な転借人として甲建物を占有している。つまり、
60 甲建物の占有により、正当な権利を有している。

61 したが、CのEに対する甲建物明渡請求は認められない。

62 (2) 次に、CのEに対する月額25万円の賃料支払請求について、CがEに対して月額25万円の
63 賃料債権を有していることは、検討する。

64 適法な転借人は、原貸付借契約に基づき原貸借人の債務の範囲を限度として、原貸
65 借人に代り、転貸借契約に基づき債務を直接履行する義務を負う(613条1項)。つまり、
66 賃料債務に代り、原貸付借契約の範囲を限度として、転借人の債務は、

本件では関係ないのでは?





進めてください。なお、解答欄の枠外（黄色部分及びその外側の空白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限り。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、機械で正確に
は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
表が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください（試験時

される記載のある答案は無効答案として零点となります。

転賃借契約の基にわらうため、賃料の額は転賃借契約に従うべきである。

本問において、転賃借契約の賃料は、月額15万円である。つまり、EがCに対して負う
賃料債務も月額15万円となる。

よって、CのEに対する月額25万円の賃料支払請求は認められない。

3 EのCに対する請求について

(1) 甲建物の修繕費用30万円の支払請求は、必要費償還請求権(608条1項)を根
拠とする。CとDの間で直接賃貸借契約が締結された点と同様の法律関係がある
と考えられ、EはCに対し、必要費償還請求権を取得すると考えられるべきである。

(2) Cは賃貸借契約に基づき、賃借物の使用収益に必要の修繕を行う義務を負う。
（606条1項）。この雨漏りの修繕費用は、「賃借物に関する賃貸人の負担に属する必
要費」に属する。

(3) もっとも、CはDとの間の賃貸借契約で、修繕費用はDが負担するとしている。したがって
Cは、修繕費用を支払う義務はないと反論すると考えられる。

しかし、前述の通り、適法な転借人が原賃貸人に対して負うべき債務は、転賃借契約に
基く債務である。よって、DとE間の転賃借契約において、甲建物の修繕に関する
事項が定められていない。つまり、Eは転賃借契約に基づき修繕費用負担義務を負うことな
い。

この場合は、原則通り、賃貸人であるCが修繕費用を負担すべきであると考える。

(4) したがって、EのCに対する修繕費用30万円の支払請求は認められる。

以上、



表

試験科目	試験地	受験番号	フリガナ
民法			氏名 鷹合 直幸

第1 設問1

1 ①の請求の根拠

(1) AとCは①の請求は、債務不履行に基き損害賠償請求(民法(以下民法省略)415条1項)である。そして、具体的にこの債務不履行は、信義則(条2項)上安全配慮義務違反である。

(2) 債務不履行に基き損害賠償請求権の成立要件は、(i)債務の存在、(ii)その不履行、(iii)損害の発生およびその額、(iv) (ii)と(iii)の因果関係である。本問においては、安全配慮義務という債務が存在するか、およびその不履行があるか、(i)と(ii)の要件が問題となる。

(3) AとCは直接契約を締結しておらず、原則として債権債務関係も存在しない。

ここで、AはBの履行補助者であり、BとCは請負契約(632条)を締結している。そしてAは、Cが雇用する従業員として、解体作業に従事した。またCは、AおよびBに対し、建物の解体用の重機、器具等を提供し、Cの従業員に対してと同様に、作業の場内、内容および具体的方法について指示を与えていた。

以上より、AとCは、BC間の請負契約に基づき、特別な社会的接触に入っていると見なされる。よってCは、BC間の請負契約の付随義務として、Bの履行補助者であるAに対して、信義則上、安全配慮義務を負うと考えるべきである(①充足)。

そしてCは、本件事故を防ぐための命綱や安全ネットを用意しておらず、安全配慮義務違反が認められる(①充足)。

(4) したがって、①の請求は認められる。

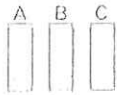
2 ②の請求の根拠

(1) AとCは②の請求は、使用者責任に基き損害賠償請求(715条1項)である。

(2) 使用者責任に基き損害賠償請求権の成立要件は、(i)被用者の故意または過失による



※



A 00000000 A

(上記枠内に、受験番号シールを貼り付けること。)

加害行為、(ii)権利侵害、(iii)損害の発生および金額、(iv) (i)と(iii)との因果関係、(v)使用者が被用者として使用していたこと、(vi) (i)が事業の執行に利用されたこと、である。本問においては、BとCとの間に使用関係が認められるか、(v)の要件が問題となる。

(3) 715条1項の「使用者」とは、事実上仕事をさせることにより、使用者が被用者として監督し、指揮命令を行う関係にあるものをいう。5715の趣旨を説明できるとかかった。

本問においては、BとCは雇用関係にはない。そこで、CがBに対し、作業の場所、内容および具体的方法を指示する関係にある。

したがって、CがBを使用しているといえる(ⅴ充足)。

(4) 以上より、②の請求も認められる。

3 ①と②のAに関する争い・争いがある。

(1) 遅延損害金について

債務

①の請求の場合、債務不履行に基づく損害賠償請求権は、期限の定めのない債務であるから、履行の請求された時点から、遅滞に陥る(412条3項)。したがって、訴訟を提起することにより履行を請求した日の翌日である平成29年7月1日以前にかつ、遅延損害金を請求する。

②の請求の場合、不法行為に基づく損害賠償請求権は、被害者救済の観点から、損害の発生と同時に遅滞に陥ると考える。したがって、損害が発生した平成26年2月1日以前にかつ、遅延損害金を請求できる。

したがって、遅延損害金については、②の方がAに関する争いである。

(2) 立証責任について

①の請求の場合、債権者は債務者の帰責事由について立証の必要はなく、債務者が免責事由を主張・立証しなければならない(415条1項乃至3項)。

③の請求の場合、被害者が被用者の故意または過失による加害行為を主張・立



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、民法の答案用紙です。

商法、民事訴訟法の答案を本用紙に記述して提出した場合には、試験時間内に申出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません)。

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし

読み取れないものがあり、零点となる場合があります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる

(4) 答案用紙の表裏を書き違えて答案を作成した場合

問終了後に記載することは認めません。

(5) 答案用紙の印刷の欄には何も記載しないでください

その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると

45

証となるものではない。使用者は、被用者の故意または過失が立証され、その他の要件も満

46

た場合に限る。自身が被用者の選任監督について相当の注意を怠ったか、相当の注意を

47

しても損害が生じたことが立証され、責任を免れるものがある(715条1項后段に基

48

づく)。②の請求の場合、被用者の主観を基礎とする必要が立証される必要がある分、

49

負担が重いといえる。

50

したがって、立証責任については、①の方が重いといえる。ただし、①の場合でも結局

51

第2 設問2

52

1 ⑦の質問について

53

(1) Cは、協議に基づき合意の上で離婚届を提出したが、離婚の要件を満している(

54

763条、764条、739条)。

55

(2) しかし、夫婦の意思に基づかない離婚は無効であると考えられる。したがって、離婚の意思

56

は、形式的に法律上の婚姻関係を解消する意思があるといえる。理由が764条にある

57

(3) 本問においては、財産分与の目的があるものの、法律上の婚姻関係を解消する意思は認

58

められる。したがって、離婚の意思が認められる。

59

(4) 以上より、⑦の質問に対しては、CとFの離婚は認められ、財産分与も有効である。

60

回答が正しい。

61

2 ⑧の質問について

62

(1) 本件土地および本件建物の財産分与を取り消す方法として、詐害行為取消請求(424条)が考

63

えられる。

64

(2) 詐害行為取消請求権の成立要件は、①被保全債権の存在、②①の発生原因の後

65

に債権者が財産権を目的とする行為をしたこと、③④が債権者を害すること、⑤⑥にわた

66

る債権者の悪意、である。本問においては、Fは財産分与請求権が認められ(768条前項)、C





始めてください。なお、解答欄の枠外（黄色部分及びその外側の空白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限り、）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、横線で正確に
は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
表が白紙のときは「裏に記載」、それ以外のときは「裏から記載」とだけ、試験時間中に表の解答欄に記載してください（試験時

される記載のある答案は無効答案として採点となります。

67

か、財産分与債務を負うことになるが、当該債務の履行に関する債権者と客観的に見ると、③の要件が

68

問題となる。

69

(3) 財産分与の額は、当事者間の協議によって決まることとなる（768条2項参照）。

70

しかし、協議が調わないときは、財産分与の額は、当事者双方がその協定によって得た財産の

71

額その他一切の事情を考慮し、決定することとなる（768条3項）。つまり、財産分与は通常許容さ

72

れる額には一定の限度があると考えられる。そして、その限度を超えて財産分与を行う場合は、それが

73

債権者と客観的に見ると、部害行為として取り消すこととなることを考える。

74

(4) 本件においては、本件土地は、CとFの婚姻前から所有していたものである。本件建物は、CとFが協

75

かに建築したものである。

76

したがって、財産分与は通常許容されるのは、本件建物の半分は相当する額であると考えられる。

77

しかしCは、本件土地から本件建物を、財産分与によりFに譲渡している。

78

これは、通常許容される財産分与債務の額より過大な給付である。またCは、本件土地から本

79

件建物の他にめばい財産を有していないため、当該財産分与により、債権者であるAと客観的に見ると、

80

したがって、③の要件を満足している。

81

(5) また、Cの財産分与は、Fに対する財産分与債務の消滅に関する行為である。そして、Fが受

82

けた給付の価額が、Cの財産分与により消滅し、通常許容される財産分与債務の額よりも

83

過大である場合にはある。つまり、Aが部害行為取消請求することとなるのは、消滅した債

84

権の額に相当する部分以外の部分にかかっている（424条の4）。

85

(6) 以上より、①の質問においては、財産分与の全部を取り消すことにはならないものの、本件建物の

86

の半分は相当する額以外の部分においては、取り消すこととなる。と回答すべきである。

87

本件土地は？

以上

88